

仕様書

1 業務名

上京区マスコットキャラクター「かみぎゅうくん」着ぐるみ製作業務

2 期間

契約締結日から令和8年10月9日（金）まで

3 目的

上京区の130周年を記念してマスコットキャラクター「かみぎゅうくん」を作成し、着ぐるみやイラストの活用等により、上京区の魅力発信に努めている。

現在、メインで使用しているエアータイプの着ぐるみが老朽化してきていることから、新たな着ぐるみを製作する。

4 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 成果品

①着ぐるみ本体（エアータイプ）：1体

<付属品>

●着ぐるみ用送風機および配線コード一式：1機

●着ぐるみ着用時のバッテリー収納用品：1個

●バッテリー及びバッテリー充電器：2セット

※ 1回の充電で2時間程度使用できること。

※ 使用者の負担軽減のため、できる限り軽量化と小型化のものを採用すること。

②キャリーバッグ：1個

※ 着ぐるみ本体及び付属品、取扱説明書の一式が収納できる大きさであること。

※ 野外での取回しが良く、雨天時でも問題なく持ち運べること。

③取扱説明書：1部

※ 初めて使用する人でも問題なく使用できるように、写真や図を用いて視覚的に分かりやすい内容にすること。

※ 編集可能なデータ（WORD等）も提供すること。

(2) 仕様

①デザイン等

別紙「デザイン図面」に記載のとおり

（参考）上京区ホームページ「かみぎゅうくんのページ」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyoo/page/0000088697.html>

なお、サイズや形状、素材、色等については、エアータイプの着ぐるみに可能な限り近づけること（運用に影響のない範囲で委託事業者には当該着ぐるみを貸し出す）。

※ 一般的な扉を通り抜けられ、エレベーターに乗れるサイズであること。

※ 身長155～175cmの装着者を想定して設計すること。

※ 着ぐるみの素材として、耐久性や軽量化の面で最適なものとする。

②サポーターへの対応

現在、着ぐるみへのサポーターを募っており、サポーターについては、その名称を記載する等の対応が必要となるため、その方法（着ぐるみの衣服にあたる部分にサポーターの名称を記載する等）についても提案いただきたい。

③その他条件

- 市民に貸出すため、全体として耐久性があり、かつ修理しやすい仕様にする事。
- 視界を最大限確保すること。ただし、目立たないよう工夫すること。
- 送風機等一式は簡単に接続でき、かつトラブルが少ない構造とすること。
- 装着時や動作時など装着者の負担軽減のため、安定感のある構造とすること。
- 生地は素材は、手入れが簡単で、長持ちする丈夫なものとする事。
- クリーニングが可能なものとする事。
- バッテリー収納用品は、ウエストポーチ等身に着けられるものとする事。
- バッテリー本体で残量が把握できないものを採用する場合は、バッテリー残量が分かるメーターを取り付けること。
- 納品後、修繕の必要が生じた場合には、速やかに対応すること。

5 業務体制

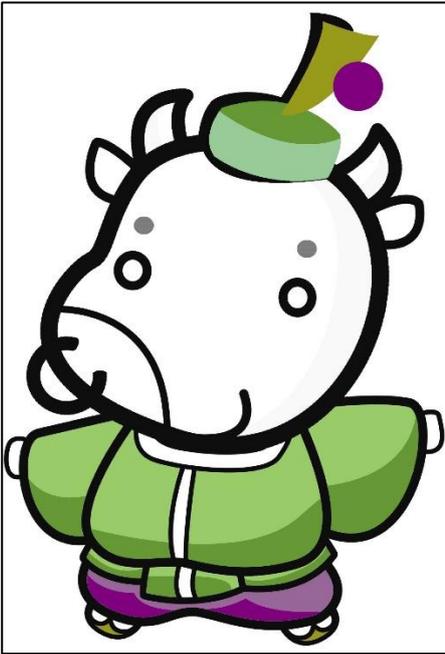
本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、上京区民会議（事務局：上京区役所）、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

6 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受託者は、上京区民会議と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、上京区民会議の指示するところによる。
また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に上京区民会議と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を遂行するに当たって、京都市個人情報保護条例を理解し、個人情報の不適切な使用、紛失、流出等が信用失墜につながる重大な行為であると認識すること。また、受託者は、その認識のもと、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し、これを維持すること。
- (3) 受託者は、あらかじめ書面にて上京区民会議の承認を得る場合を除き、本業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。
- (4) 委託業務の遂行に当たり、不適切な事務処理や事故及び業務遂行に際し遅延が生じた又は生じる見込みとなった場合、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに上京区民会議へ報告し、協議すること。また、前述の場合のほか、個人情報を保護することができなかったことに伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て受託者が責を負うこととする。場合によっては、上京区民会議は契約の一部不履行、粗雑履行として契約金額の減額、契約の解除の措置を講ずるとともに、損害賠償を請求することがある。

以上

デザイン図面



【基本デザイン】



【着ぐるみ・正面】



【着ぐるみ・正面手上げ】



【着ぐるみ・左横】



【着ぐるみ・背面】



【着ぐるみ・右横】